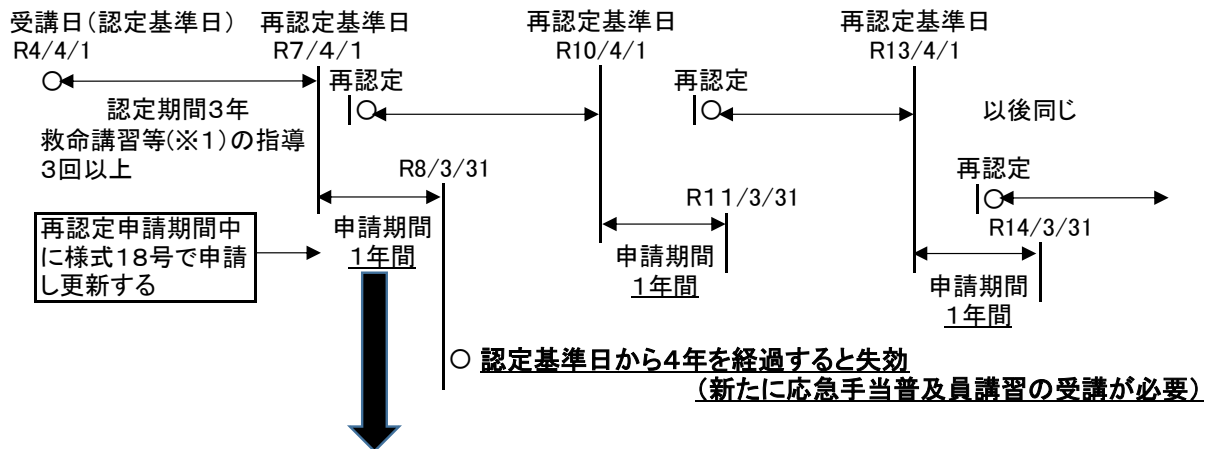


説明図(参考)

応急手当普及員の認定期間、再講習免除と応急手当普及員失効者の取り扱いについて

例 応急手当普及員受講(令和4年4月1日)



- ※ 再認定を希望するが、認定期間中の指導回数が不足する場合
申請期間中に以下の条件を満たし、再認定を受ける必要があります。
- 指導歴なし 普通救命講習Ⅰを受講(必須) + 救命講習指導4回以上
 - 指導歴1回 普通救命講習Ⅰを受講(必須) + 救命講習指導3回以上
 - 指導歴2回 普通救命講習Ⅰを受講(必須) + 救命講習指導2回以上

再認定後は、次の再認定基準日までの間に救命講習等を3回以上指導することで、再認定の申請ができます。

(※1)救命講習等とは、普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(試験部分を除く)
救命入門コース、上級救命講習(普通救命講習Ⅰの部分)

- 応急手当普及員から応急手当指導員
応急手当普及員資格者が1年間に救命講習を30時間以上指導に従事した者は応急手当指導員に認定する。
(様式18号にて申請して、認定を受ける)
- 応急手当指導員の再講習免除
認定期間中に救命講習の指導に30時間以上従事した者
(様式18号にて申請して、再認定を受ける)